3　2のいかなる規定も、締約国が、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

4　1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

5　1(g)及び(l)の規定は、次の場合には、適用しない。

(a)　競争法令の違反を是正するために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1(g)若しくは(l)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合（注）

注　この(a)の規定には、競争に悪影響を及ぼす事態を是正するために、英国の競争当局が合併規制又は市場調査に関連する英国の法令に従って採用する措置を含む。

(b)　締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条若しくは第三十一条の二の規定に従って知的財産権の使用を許諾する場合又はデータ若しくは財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条3の規定の適用対象となり、かつ、同条3の規定に反しないものをとる場合

6　1(l)の規定は、締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所が1(l)に規定する事項の要求を課し、若しくは強制し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

7　2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課し、又は強制する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

8　この条の規定は、世界貿易機関設立協定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第八・十二条　適合しない措置及び例外

1　第八・七条から前条までの規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i)　英国については、

(A)　中央政府により維持される措置であって、附属書八―B附属書Ⅰの英国の表に記載するもの

(B)　地域政府により維持される措置であって、附属書八―B附属書Ⅰの英国の表に記載するもの

(C)　(B)に規定する地域政府以外の地方政府により維持される措置

(ii)　日本国については、

(A)　中央政府により維持される措置であって、附属書八―B附属書Ⅰの日本国の表に記載するもの

(B)　都道府県により維持される措置であって、附属書八―B附属書Ⅰの日本国の表に記載するもの

(C)　都道府県以外の地方政府により維持される措置

(b)　(a)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(c)　(a)及び(b)に規定する適合しない措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第八・七条から前条までの規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2　第八・七条から前条までの規定は、締約国による措置であって、附属書八―B附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関するものについては、適用しない。

3　一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に附属書八―B附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置を採用する場合には、他方の締約国の企業家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する企業を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　第八・八条及び第八・九条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定の例外又は特別の取扱いを構成するものとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に定める範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

5　第八・七条から前条までの規定は、政府調達に関する締約国による措置については、適用しない。

6　第八・七条から第八・十条までの規定は、締約国が交付する補助金については、適用しない。

第八・十三条　利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の企業家であって他方の締約国の法人であるものを第三国の自然人又は法人が所有し、又は支配している場合において、一方の締約国が当該第三国に関する次の措置を採用し、又は維持するときは、当該企業家及びその対象企業に対し、この節の規定による利益を否認することができる。

(a)　国際の平和及び安全の維持（人権の保護を含む。）に関する措置

(b)　他方の締約国の法人若しくはその対象企業との取引を禁止する措置又は他方の締約国の法人若しくはその対象企業に対してこの節の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなる措置

第Ｃ節　国境を越えるサービスの貿易

第八・十四条　適用範囲

1　この節の規定は、一方の締約国による措置であって、他方の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。当該措置には、特に、次の措置を含む。

(a)　サービスの生産、流通、マーケティング、販売又は納入に影響を及ぼす措置

(b)　サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に影響を及ぼす措置

(c)　サービスの提供に関連して、公衆一般に提供されるサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に影響を及ぼす措置

2　この節の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　海上運送サービスのうち内航海運に係るもの（注）

注　英国については、この節の規定の下での海上運送サービスのうち内航海運に係るものは、英国に所在する港又は地点と英国に所在する他の港又は地点との間の旅客又は物品の運送（海洋法に関する国際連合条約の規定に基づく英国の大陸棚におけるものを含む。）及び英国に所在する港又は地点から出発し、同じ港又は地点に終着する運送を対象とする。

(b)　航空サービス又は航空サービスを支援するための関連のサービス（注）。ただし、次のものを除く。

注　この節の規定は、その主たる用途を物品又は旅客の運送としない航空機を使用するサービス（例えば、空中消火活動、飛行訓練、観光、散布、調査、地図の作成、撮影、落下傘による降下、グライダーのえい航、木材伐出及び建設のためのヘリコプターによる搬送その他農業、工業及び査察のための航空機によるサービス）については、適用しない。

(i)　航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii)　コンピュータ予約システム（ＣＲＳ）のサービス

(iv)　地上取扱サービス

(c)　政府調達

(d)　音響・映像サービス

(e)　第十二章に定義し、規定する補助金